

2025 年 7 月 1 日

報道関係者各位

マニュライフ生命保険株式会社

基本コース・特定疾病保障コース・受取コースから選べる 『未来につなげる終身保険 v2』を 新たに静岡銀行および広島銀行で販売開始

マニュライフ生命保険株式会社(取締役代表執行役社長兼 CEO:ライアン・シャーランド、本社:東京都新宿区、以下「マニュライフ生命」)は、2025 年 7 月 1 日(火)から、通貨選択型一時払終身保険『未来につなげる終身保険 v2』を、株式会社静岡銀行(取締役頭取:八木稔、本店:静岡県静岡市)および株式会社広島銀行(取締役頭取:清宗一男、本店:広島県広島市)において販売開始いたします。

『未来につなげる終身保険 v2』は、一生涯にわたって万一の保障を確保し、少しでも多くの資産を安心してご家族にのこしたいというお客さまのニーズにお応えする資産形成機能も備えた一時払終身保険です。円・米ドル・豪ドルから契約通貨をお選びいただき、お客さまのニーズにあわせて、死亡保障・高度障害保障*¹ のみの基本コース、ガン等の病気に備えられる特定疾病保障コース*²、必要な金額を特約積立金から引き出せる受取コースのいずれかをご選択*³ いただけます。また、基本コースと受取りコースでは、契約後すぐに一時払保険料より大きな保障が確保できる「告知ありタイプ」と、契約初期の一定期間の保障を抑制し、その後の保障額を大きくすることで将来の手厚い死亡保障を確保できる「告知なしタイプ」をご用意しています。

未来につなげる終身保険 v2 - コース一覧

		死亡 保障		高度障害の保障	特定疾病の保障	積増金の受取り
		契約後すぐに大きな保障を確保	第1保険期間終了後に大きな保障を確保			
のこす	基本コース 万一の保障を確保したい方	告知ありタイプ	●	—	●	—
		告知なしタイプ	—	●	—	—
そなえる	特定疾病保障コース ガン等の病気に備えたい方	告知ありタイプ	●	—	●	—
つかう	受取コース 積増金を受取りたい方	告知ありタイプ	●	—	●	●
		告知なしタイプ	—	●	—	●

■ 特定疾病保障コース*²:

ご契約時に特定疾病保険金額の指定や特定疾病保障割合の選択が可能です。特定疾病の支払事由に該当した場合には、特定疾病保険金を被保険者にお支払いします。また、特定疾病保険金を支払った後も、基本保険金額から特定疾病保険金額を差し引いた金額が、死亡および高度障害保険金として一生涯継続します(特定疾病保障割合 100%以外を選択された場合)。

■ 受取コース*4:

積立金を「基本積立金」と「特約積立金」に分け、積増金を特約積立金に毎年加算します。ご契約者はいつでも必要な時に、ご契約を解約することなく必要な金額を特約積立金から引き出せます。

※特約積立金を一部引出す場合の最低額は、10 万円または 1,000 米ドル／豪ドルとなります。

マニユライフ生命は、リタイアメント・プランニングおよびウェルス・ソリューション・スペシャリストとして、万一の場合の保障に加えて、人生 100 年時代においてお客さまがより長く、より良い生活を送ることができるよう、退職後の生活資金の準備から相続対策といった長期的な資産形成まで、さまざまなニーズにお応えする商品・サービスを提供してまいります。

※商品概要につきましては、別紙をご参照ください。

- *1 「告知なしタイプ」は、高度障害に対する保障はありません。
- *2 「告知ありタイプ」のみとなります。
- *3 お申込み後にタイプとコースの変更はできません。
- *4 「特定疾病保障コース」と同時に選択することはできません。

マニユライフ生命について

マニユライフ生命は、カナダに本拠を置く大手金融サービスグループ、マニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーションのグループ企業です。ブランドメッセージ「人生に、たしかな選択を。」のもと、お客さまが安心して保障や資産形成のためのより良い選択ができるよう、リタイアメント・プランニングおよび資産形成のスペシャリストとして、お客さまに寄り添います。当社に関する情報は、公式ウェブサイト(<https://www.manulife.co.jp>)、および LinkedIn アカウント(<https://www.linkedin.com/company/manulife-japan/>)をご覧ください。

商品ご購入のご検討にあたっては、必ず「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「商品パンフレット」「ご契約のしおり/約款」「設計書」等をご覧ください。

<別紙>

『未来につなげる終身保険 v2』商品概要

(詳細: <https://www.manulife.co.jp/ja/individual/products/goods/miraisyushin02a.html>)

<商品の特徴・しくみ>

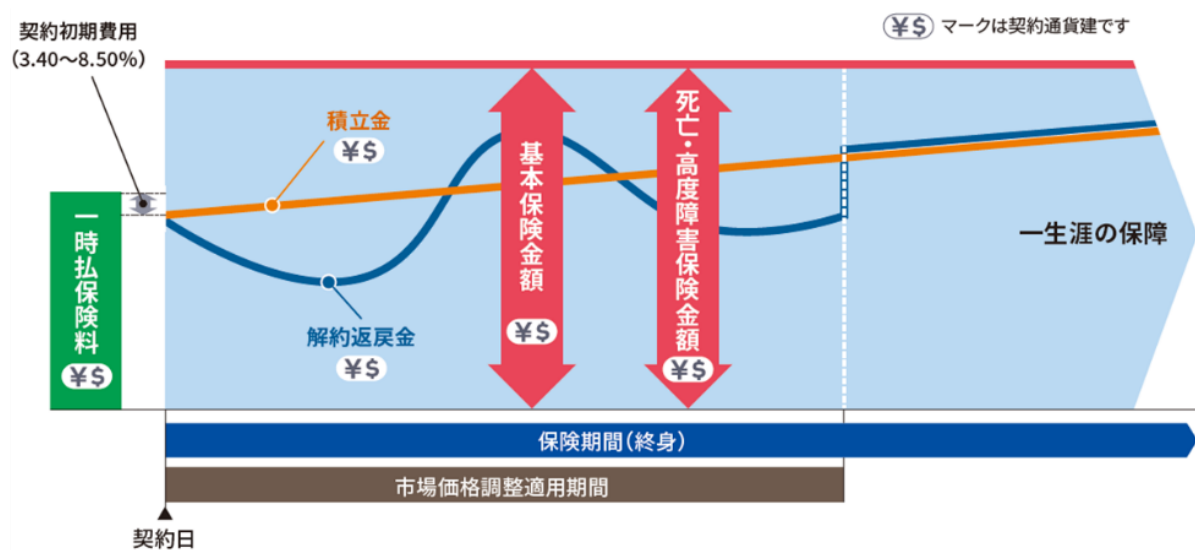
■ えらべるタイプとコース

この保険は、通貨をえらんで万一の保障を確保します。お客さまのニーズに合わせてタイプとコースを選択できます。

※ お申し込み後にタイプとコースの変更はできません。

1. 基本コース — 告知ありタイプ

イメージ図



※ 契約時の金融情勢等の影響により、一部の契約通貨・契約年齢について取扱いを見合わせる場合があります。

※ 図は契約内容の変更がなかった場合のイメージです。具体的な数値は「設計書」をご覧ください。

Point 1

通貨をえらんで運用

- 契約時に、運用する通貨(契約通貨)をお選びいただきます。
- 一時払保険料から契約初期費用を差し引いた金額を積立金として、契約日に適用される積立利率^{*1}で、一生にわたって運用します。



Point 2

契約時から大きな保障

- 契約時に、一時払保険料より高い基本保険金額^{*2}が設定されます。
- そのため、契約時から死亡・高度障害保障を確保できます。

Point 3

一生涯つづく安心

- 大きな保障は一生涯継続します。
- もしもの時に備えられ、安心が途切れることはありません。

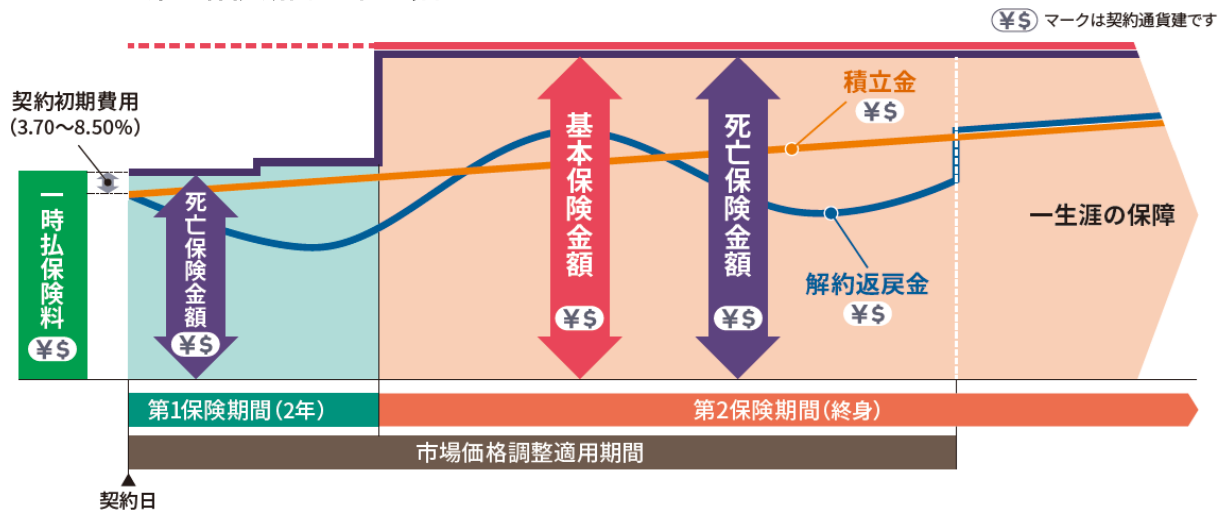
*¹ 積立利率は、マニユライフ生命の定める所定の指標金利に基づき、原則として毎月 2 回(1 日と 16 日)設定され、契約日に設定されている積立利率が終身にわたって適用されます。

※積立利率はこの保険の実質的な利回りではありません。

*² 一時払保険料や契約日の積立利率、被保険者の契約年齢および性別等に基づいて、マニユライフ生命の定める方法で計算されます。

2. 基本コース－告知なしタイプ(「初期抑制型死亡のみ保障特則」を適用したご契約)

イメージ図: 第 1 保険期間 2 年の場合



※ 「告知なしタイプ」は、高度障害に対する保障はありません。

※ 契約時の金融情勢等の影響により、一部の契約通貨・契約年齢について取扱いを見合わせる場合があります。

※ 被保険者が入院中の場合等、ご契約いただけない場合があります。その他、マニユライフ生命で得た情報をもとに総合的に判断します。

※ 図は契約内容の変更がなかった場合のイメージです。具体的な数値は「設計書」をご覧ください。

Point 1

通貨をえらんで運用

- 契約時に、運用する通貨(契約通貨)をお選びいただきます。
- 一時払保険料から契約初期費用を差し引いた金額を積立金として、契約日に適用される積立利率*¹で、一生涯にわたって運用します。



*¹ 積立利率は、マニユライフ生命の定める所定の指標金利に基づき、原則として毎月 2 回(1 日と 16 日)設定され、契約日に設定されている積立利率が終身にわたって適用されます。

※積立利率はこの保険の実質的な利回りではありません。

Point 2

第 1 保険期間を選択

- 保険期間を、第 1 保険期間と第 2 保険期間に区分します。
- 第 1 保険期間は、次のいずれかからお選びいただけます。

2 年 ・ 3 年 ・ 5 年 ・ 7 年 ・ 10 年

- 第 1 保険期間では、契約日の 1 年後から一時払保険料に対し一定の割合で死亡保障が毎年増加します。

※ 契約後に、第 1 保険期間の変更はできません。

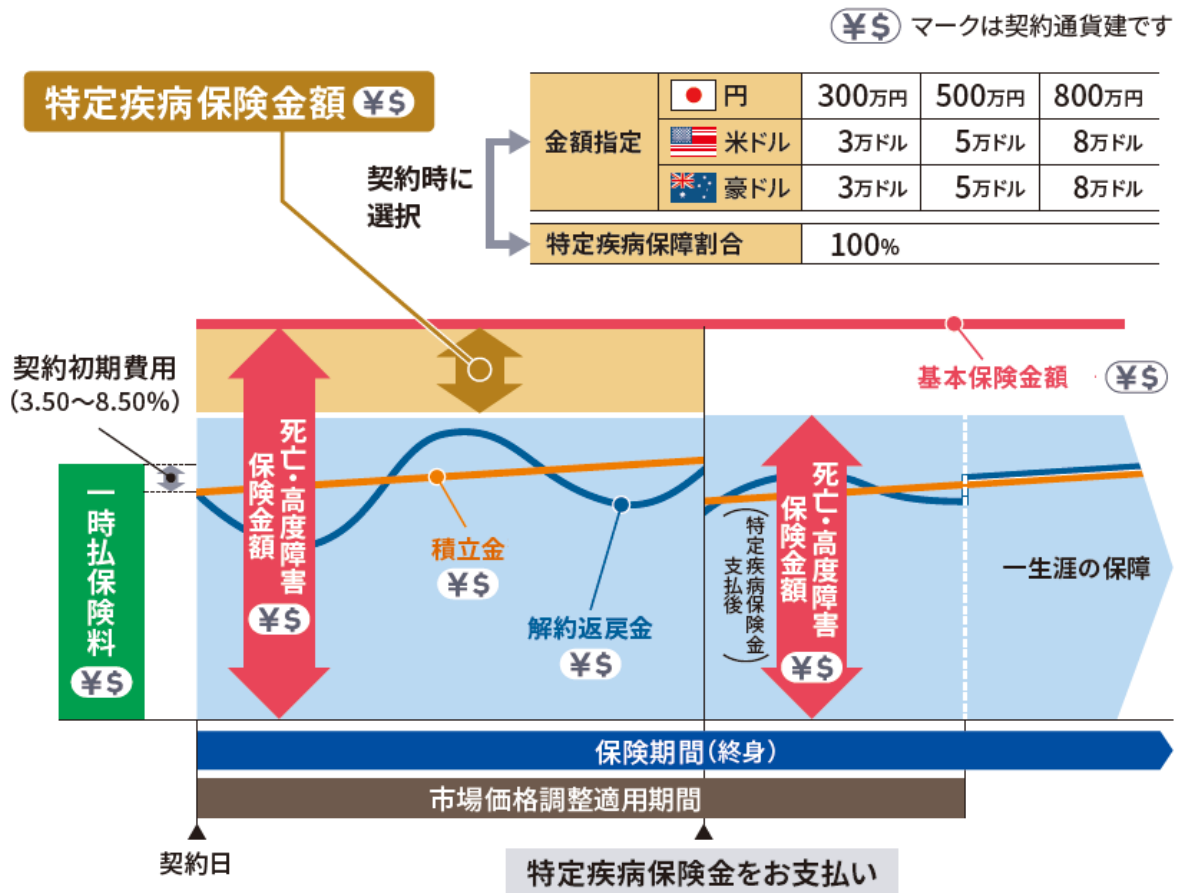
Point 3

一生涯つづく安心

- 第 1 保険期間の死亡保険金額を抑えることで、第 2 保険期間の死亡保険金額が大きくなります。大きくなった保障のまま、一生涯継続します。
- もしもの時に備えられ、安心が途切れることはありません。

3. 特定疾病保障コース — 告知ありタイプ(「特定疾病保障特則 (24)」を適用したご契約)

イメージ図



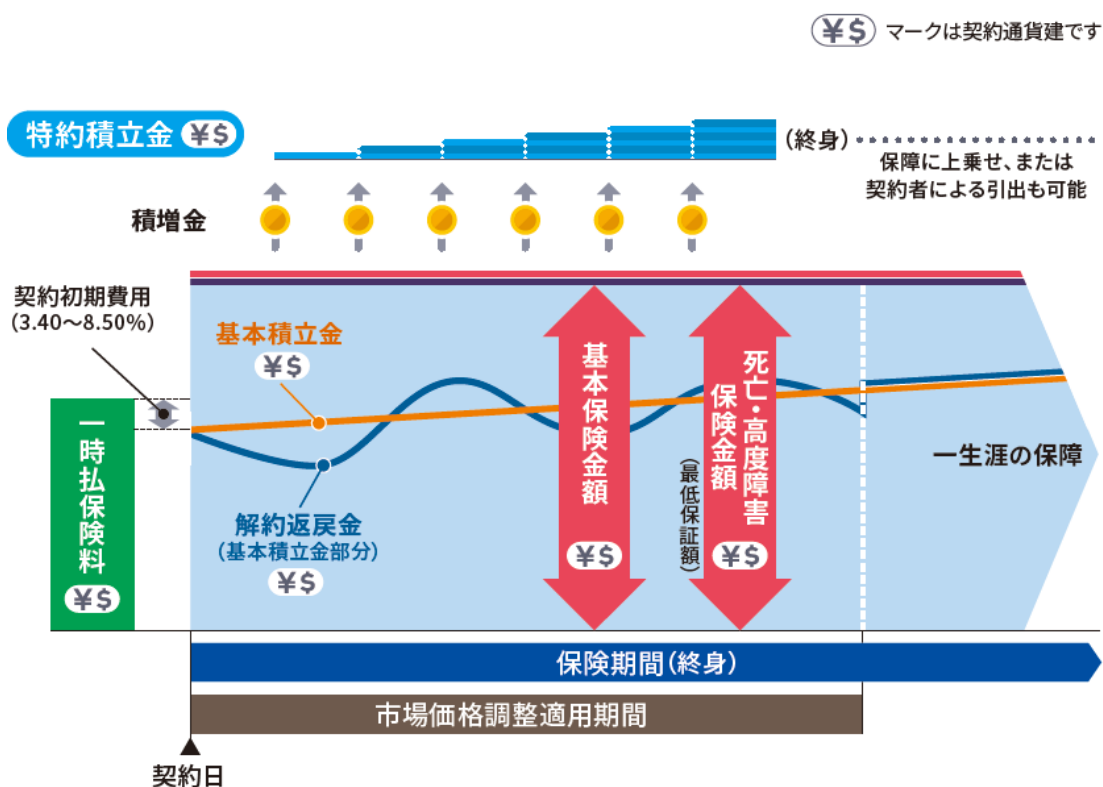
※ イメージ図は特定疾病保障割合 100%以外を選択された場合です。契約時に選択いただく特定疾病保険金の金額、または特定疾病保障割合によってイメージ図は異なります。

※ お申込み後にタイプとコースの変更はできません。

※ 具体的な金額は、「設計書」をご覧ください。

4. 受取コース－告知ありタイプ(「積立金区分特約」を 付加したご契約)

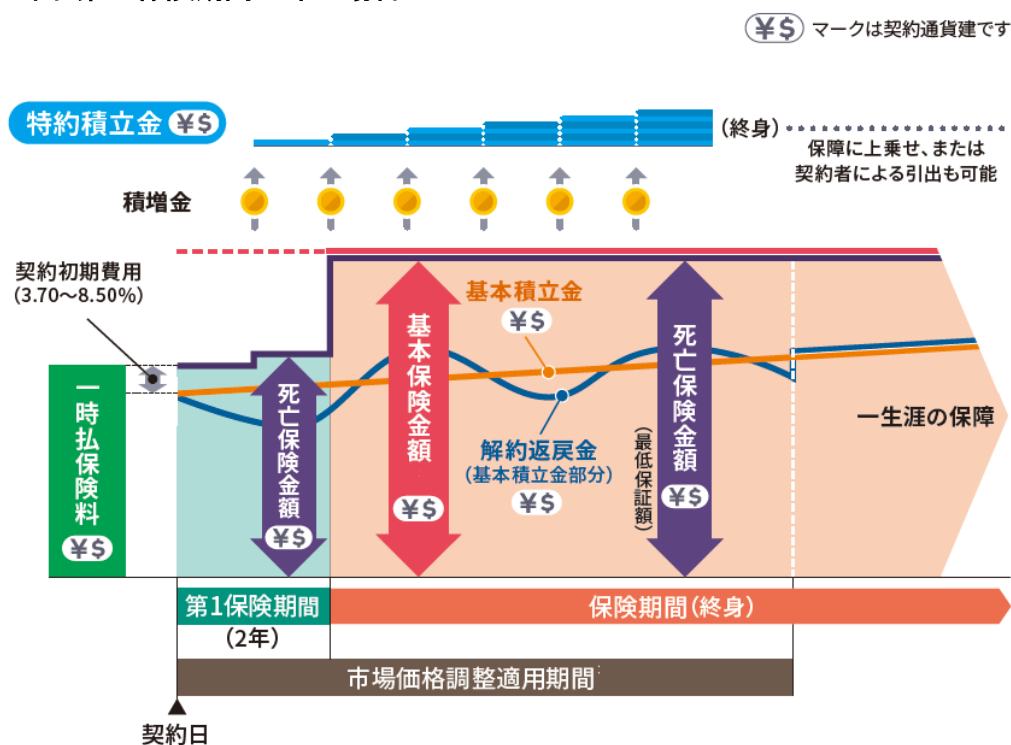
イメージ図



- ※ この特約は、特定疾病保障特則(24)とあわせて適用できません。
- ※ 特約積立金の一部または全部を引出す際、市場価格調整は適用されません。
- ※ お申込み後にタイプとコースの変更はできません。
- ※ 具体的な金額は、「設計書」をご覧ください。

5. 受取コース－告知なしタイプ(「初期抑制型死亡のみ保障特則」を適用し、 「積立金区分特約」を 付加したご契約)

イメージ図：第1保険期間 2年の場合



- ※ この特約は、特定疾病保障特則(24)とあわせて適用できません。
- ※ 特約積立金の一部または全部を引出す際、市場価格調整は適用されません。
- ※ お申込み後にタイプとコースの変更はできません。
- ※ 具体的な金額は、「設計書」をご覧ください。

■ お客さまの健康をサポートする商品付帯サービス

- マニユライフ生命の業務提携先であるティーベック株式会社が提供する、こころとからだの健康をサポートするための商品付帯サービス「メディカルリリーフ(プラス)」を無料でご利用いただけます。
- 「メディカルリリーフ(プラス)」では、24 時間・年中無休で医師・保健師・看護師などの相談スタッフが対応する健康相談サービス(メディカルほっとコール 24^{*1})や、各専門分野の医師によるセカンドオピニオンを手配するサービス(メディカルソムリエ^{*2})などをご提供しています。

サービスの詳細やご利用条件等はマニユライフ生命のホームページをご確認ください。

<https://www.manulife.co.jp/ja/policyholder/medicalrelief/about.html>

※ 上記サービスは 2025 年 7 月時点のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。

※ 保険契約による保障とは異なります。

※ ご利用の際には諸条件があり、ご要望に沿えない場合があります。

*1 サービスをご利用いただける方は、対象となる保険契約の被保険者とその 1 親等以内のご家族です。

*2 サービスをご利用いただける方は、対象となる保険契約の被保険者です。

<取扱概要>

商品名	未来につなげる終身保険 v2 告知ありタイプ・告知なしタイプ〔初期抑制型死亡のみ保障特則付〕																								
積立利率	月 2 回(1 日、16 日)設定 ※ 終身にわたって契約日の積立利率を適用																								
積立利率の計算式 「告知ありタイプ」、「告知なしタイプ」共通	積立利率は、マニユライフ生命の定める所定の指標金利のマニユライフ生命の定める期間における平均値に、－1.0%から 2.5%を増減*させた範囲内でマニユライフ生命が定めた利率から、次の①②を差し引いた利率となります。 ①保険契約の締結に必要な費用として、新契約費率 ②保険契約の維持に必要な費用として、維持費率 * 次を考慮して設定します。 ・ 指標金利と資産運用利回り(想定される運用期間および運用資産にもとづき算出)との差 ・ 運用資産の金利リスク 等																								
契約年齢範囲	【基本コース】 「告知ありタイプ」30～90 歳 「告知なしタイプ」30～90 歳 告知なしタイプの第 1 保険期間ごとの契約年齢範囲 <table><tr><td>2 年</td><td>3 年</td><td>5 年</td><td>7 年</td><td>10 年</td></tr><tr><td>30～90 歳</td><td>30～80 歳</td><td>30～75 歳</td><td>30～70 歳</td><td>30～60 歳</td></tr></table> 【特定疾病保障コース】 「告知ありタイプ」30～80 歳 ※「告知なしタイプ」の取扱いはありません。 【受取コース】 「告知ありタイプ」30～90 歳 「告知なしタイプ」30～90 歳 告知なしタイプの第 1 保険期間ごとの契約年齢範囲 <table><tr><td>2 年</td><td>3 年</td><td>5 年</td><td>7 年</td><td>10 年</td></tr><tr><td>30～90 歳</td><td>—</td><td>30～75 歳</td><td>—</td><td>30～60 歳</td></tr></table> ※ 第 1 保険期間 3 年・7 年は選択できません。					2 年	3 年	5 年	7 年	10 年	30～90 歳	30～80 歳	30～75 歳	30～70 歳	30～60 歳	2 年	3 年	5 年	7 年	10 年	30～90 歳	—	30～75 歳	—	30～60 歳
2 年	3 年	5 年	7 年	10 年																					
30～90 歳	30～80 歳	30～75 歳	30～70 歳	30～60 歳																					
2 年	3 年	5 年	7 年	10 年																					
30～90 歳	—	30～75 歳	—	30～60 歳																					
契約通貨	円、米ドル、豪ドル																								
保険料払込方法	一時払のみ																								
被保険者の範囲	保険契約者、その配偶者または 3 親等内の親族																								
死亡保険金受取人の範囲	被保険者の配偶者または 3 親等内の親族																								
最低一時払保険料	円 200 万円 米ドル 2 万米ドル 豪ドル 2 万豪ドル																								
特定疾病保険金額の指定	〔特定疾病保障特則(24)を適用したご契約〕 金額指定*または 特定疾病保障割合 100% <table><tr><td rowspan="4">契約時に選択</td><td rowspan="3">金額指定</td><td>円</td><td>300 万円</td><td>500 万円</td><td>800 万円</td></tr><tr><td>米ドル</td><td>3 万ドル</td><td>5 万ドル</td><td>8 万ドル</td></tr><tr><td>豪ドル</td><td>3 万ドル</td><td>5 万ドル</td><td>8 万ドル</td></tr><tr><td colspan="2">特定疾病保障割合</td><td colspan="3">100%</td></tr></table>					契約時に選択	金額指定	円	300 万円	500 万円	800 万円	米ドル	3 万ドル	5 万ドル	8 万ドル	豪ドル	3 万ドル	5 万ドル	8 万ドル	特定疾病保障割合		100%			
契約時に選択	金額指定	円	300 万円	500 万円	800 万円																				
		米ドル	3 万ドル	5 万ドル	8 万ドル																				
		豪ドル	3 万ドル	5 万ドル	8 万ドル																				
	特定疾病保障割合		100%																						

	* 金額指定の場合は、特定疾病保険金部分以外の部分の保険金額は、基本保険金額の 10%以上となるように、契約時に指定いただきます。契約締結後は変更できません。																
最高基本保険金額	【基本コース／受取コース】 20 億円相当額 【特定疾病保障コース】 ・ 基本保険金額 20 億円相当額 ・ 特定疾病保険金額 2,000 万円相当額* * 特定疾病保障特則(24)の通算 ※ 契約通貨が米ドル・豪ドルの場合、契約日におけるマニユライフ生命の定める為替レートを用いて円に換算した金額です。 ※ 被保険者の契約年齢・職業等やマニユライフ生命の保険商品の加入状況により異なります。 ※ 基本保険金額の取扱単位は、円のときが 100 円、米ドルのときが 1 米ドル、豪ドルのときが 1 豪ドルとなります。																
保障内容	【基本コース】 「告知ありタイプ」(死亡保険金・高度障害保険金) 支払事由該当日における次のいずれか大きい金額 ①基本保険金額 ②解約返戻金額 「告知なしタイプ」(死亡保険金) ①、②いずれか大きい金額を支払います。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険期間</th><th>支払金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 保険期間</td><td> ①一時払保険料相当額* × (100% + 逓増率 × 契約日からの経過年数(1 年未満切り捨て)) ②解約返戻金額 </td></tr> <tr> <td>第 2 保険期間</td><td> ①基本保険金額 ②解約返戻金額 </td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約年齢</th><th>逓増率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30～60 歳</td><td>1.50%</td></tr> <tr> <td>61～70 歳</td><td>1.00%</td></tr> <tr> <td>71～80 歳</td><td>0.50%</td></tr> <tr> <td>81～90 歳</td><td>0.20%</td></tr> </tbody> </table> 【特定疾病保障コース】 (特定疾病保険金) 特定疾病保険金の支払金額は、支払事由に該当した日における次のいずれか大きい金額 ①特定疾病保険金額 ②特定疾病保険金部分の解約返戻金額 ※ 特定疾病保険金を支払った場合には、特定疾病保険金部分は、その特定疾病保険金の支払事由に該当したときから消滅します。	保険期間	支払金額	第 1 保険期間	①一時払保険料相当額* × (100% + 逓増率 × 契約日からの経過年数(1 年未満切り捨て)) ②解約返戻金額	第 2 保険期間	①基本保険金額 ②解約返戻金額	契約年齢	逓増率	30～60 歳	1.50%	61～70 歳	1.00%	71～80 歳	0.50%	81～90 歳	0.20%
保険期間	支払金額																
第 1 保険期間	①一時払保険料相当額* × (100% + 逓増率 × 契約日からの経過年数(1 年未満切り捨て)) ②解約返戻金額																
第 2 保険期間	①基本保険金額 ②解約返戻金額																
契約年齢	逓増率																
30～60 歳	1.50%																
61～70 歳	1.00%																
71～80 歳	0.50%																
81～90 歳	0.20%																

	(死亡保険金・高度障害保険金) 支払事由該当日における次のいずれか大きい金額 ①基本保険金額 ②解約返戻金額 ※ 特定疾病保険金を支払った後は、①基本保険金額から特定疾病保険金額を差し引いた金額となります。 【受取コース】 積増金＝一時払保険料相当額×積増率 積増率は下記のとおりです。 <table border="1"> <tr> <th>契約通貨</th><th>積増率</th></tr> <tr> <td>米ドル・豪ドル</td><td>1.0%</td></tr> <tr> <td>円</td><td>0.5%</td></tr> </table> 「告知ありタイプ」(死亡保険金・高度障害保険金) 下記のいずれか大きい金額を支払います。 ①基本保険金額＋特約積立金額 ②解約返戻金額 「告知なしタイプ」(死亡保険金) ①、②いずれか大きい金額を支払います。 <table border="1"> <tr> <th>保険期間</th><th>支払金額</th></tr> <tr> <td>第1保険期間</td><td>①一時払保険料相当額*×(100%+通増率×契約日からの経過年数(1年未満切り捨て))+特約積立金額 ②解約返戻金額</td></tr> <tr> <td>第2保険期間</td><td>①基本保険金額＋特約積立金額 ②解約返戻金額</td></tr> </table> * 基本保険金額が減額されたときは、その割合に応じて減額した金額	契約通貨	積増率	米ドル・豪ドル	1.0%	円	0.5%	保険期間	支払金額	第1保険期間	①一時払保険料相当額*×(100%+通増率×契約日からの経過年数(1年未満切り捨て))+特約積立金額 ②解約返戻金額	第2保険期間	①基本保険金額＋特約積立金額 ②解約返戻金額
契約通貨	積増率												
米ドル・豪ドル	1.0%												
円	0.5%												
保険期間	支払金額												
第1保険期間	①一時払保険料相当額*×(100%+通増率×契約日からの経過年数(1年未満切り捨て))+特約積立金額 ②解約返戻金額												
第2保険期間	①基本保険金額＋特約積立金額 ②解約返戻金額												
選択方法 「告知ありタイプ」のみ	告知書扱、医師扱、健康診断書扱												
告知書扱限度額 「告知ありタイプ」のみ	<普通死亡保険金額> 【全コース共通】 <table border="1"> <tr> <th>契約年齢</th><th>限度額</th></tr> <tr> <td>30～39歳</td><td>3,000万円</td></tr> <tr> <td>40～80歳</td><td>1,500万円</td></tr> <tr> <td>81～90歳</td><td>800万円</td></tr> </table> <特定疾病保険金額> 【特定疾病保障コース】 <table border="1"> <tr> <th>契約年齢</th><th>限度額</th></tr> <tr> <td>全年齢</td><td>1,000万円</td></tr> </table> ※ 特定疾病保障コースの告知書扱限度額は、主契約の普通死亡保険金額および特定疾病保険金額の両方が限度額内であることが必要です。	契約年齢	限度額	30～39歳	3,000万円	40～80歳	1,500万円	81～90歳	800万円	契約年齢	限度額	全年齢	1,000万円
契約年齢	限度額												
30～39歳	3,000万円												
40～80歳	1,500万円												
81～90歳	800万円												
契約年齢	限度額												
全年齢	1,000万円												

特別条件	年増方式、特定障害状態不担保方式			
契約初期費用	「告知ありタイプ」			
	契約年齢*	円	米ドル	豪ドル
	30～34 歳	4.50%	8.50%	8.50%
	35～39 歳	4.40%	8.25%	8.25%
	40～44 歳	4.30%	8.00%	8.00%
	45～49 歳	4.20%	7.75%	7.75%
	50～54 歳	4.10%	7.50%	7.50%
	55～59 歳	4.00%	6.80%	6.80%
	60～64 歳	3.90%	6.10%	6.10%
	65～69 歳	3.80%	5.40%	5.40%
	70～74 歳	3.70%	4.70%	4.70%
	75～79 歳	3.60%	4.00%	4.00%
	80～84 歳	3.50%	3.90%	3.90%
	85～90 歳	3.40%	3.80%	3.80%
	* 年増法による特別な条件をつけてご契約をお引受けする場合は、被保険者の契約年齢に年増年数を加えた年齢とします。なお、特定疾病保障コースで特定疾病保障割合 100%以外を選択された場合は、特定疾病保険金部分と特定疾病保険金部分以外の部分についてそれぞれ年増年数を加えた年齢とします。			
	「告知なしタイプ」			
	契約年齢	円	米ドル	豪ドル
	30～34 歳	4.50%	8.50%	8.50%
	35～39 歳	4.40%	8.25%	8.25%
	40～44 歳	4.30%	8.00%	8.00%
	45～49 歳	4.20%	7.75%	7.75%
	50～54 歳	4.10%	7.50%	7.50%
	55～59 歳	4.00%	6.80%	6.80%
	60～64 歳	3.90%	6.10%	6.10%
	65～69 歳	3.80%	5.40%	5.40%
	70～90 歳	3.70%	5.00%	5.00%

保険関係費	「告知ありタイプ」 【基本コース／受取コース】 - 保険契約の締結・維持に必要な費用、死亡保障および高度障害保障に必要な費用 積立利率を設定する際に保険契約の締結・維持に必要な費用をあらかじめ差し引きます。また、積立金の計算に際して死亡保障および高度障害保障に必要な費用を控除します。 【特定疾病保障コース】 - 保険契約の締結・維持に必要な費用、死亡保障、高度障害保障および特定疾病保障に必要な費用 積立利率を設定する際に保険契約の締結・維持に必要な費用をあらかじめ差し引きます。また、積立金の計算に際して死亡保障、高度障害保障および特定疾病保障に必要な費用を控除します。 「告知なしタイプ」 【基本コース／受取コース】 - 保険契約の締結・維持および死亡保障に必要な費用 積立利率を設定する際に保険契約の締結・維持に必要な費用をあらかじめ差し引きます。また、積立金の計算に際して死亡保障に必要な費用を控除します。 ※ 保険関係費は、契約年齢・性別等によって異なるため、一律には記載できません。
外貨のお取扱いにより ご負担いただく費用	契約通貨が米ドル、豪ドルのとき 「告知ありタイプ」「告知なしタイプ」 - 金融機関で通貨交換をされる場合 外貨建の保険料を円または他の外貨から交換してご用意される際には為替手数料が必要になります。また、外貨建の保険金などを円に交換して受け取る際にも為替手数料が必要になります（詳しくは取扱金融機関にご確認ください）。 - 金融機関で外貨のお払込み・お受取りをされる場合 一時払保険料を外貨でお払込みいただく際や保険金などを外貨でお受取りの際には、送金手数料・引出手数料などをご負担いただく場合があります（詳しくは取扱金融機関にご確認ください）。 - 通貨交換に関する特約等を利用される場合 「保険料米ドル入金特約B型」「保険料円入金特約B型」および「円支払特約B型」などの為替レートには為替手数料が含まれており、お客様のご負担となります。各為替レートは、マニュアル生命指定の金融機関が公示する対顧客電信売買相場の仲値（TTM）を基準として計算された為替レートです。

	<table><tr><th rowspan="2">項目</th><th colspan="2">契約通貨</th></tr><tr><th>米ドル</th><th>豪ドル</th></tr><tr><td>「保険料米ドル入金特約 B 型」などの為替レート</td><td colspan="2">(契約通貨の TTM) ÷ (保険料の払込通貨の TTM - 50 銭)</td></tr><tr><td>「保険料円入金特約 B 型」 の為替レート</td><td colspan="2">契約通貨の TTM + 50 銭</td></tr><tr><td>「円支払特約 B 型」の 為替レート</td><td>契約通貨の TTM - 1 銭</td><td>契約通貨の TTM - 3 銭</td></tr></table> ※ 2025 年 7 月現在。外貨のお取扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。	項目	契約通貨		米ドル	豪ドル	「保険料米ドル入金特約 B 型」などの為替レート	(契約通貨の TTM) ÷ (保険料の払込通貨の TTM - 50 銭)		「保険料円入金特約 B 型」 の為替レート	契約通貨の TTM + 50 銭		「円支払特約 B 型」の 為替レート	契約通貨の TTM - 1 銭	契約通貨の TTM - 3 銭
項目	契約通貨														
	米ドル	豪ドル													
「保険料米ドル入金特約 B 型」などの為替レート	(契約通貨の TTM) ÷ (保険料の払込通貨の TTM - 50 銭)														
「保険料円入金特約 B 型」 の為替レート	契約通貨の TTM + 50 銭														
「円支払特約 B 型」の 為替レート	契約通貨の TTM - 1 銭	契約通貨の TTM - 3 銭													
この保険のリスク	① 解約返戻金額が一時払保険料を下回るリスク 契約時に一時払保険料から契約初期費用が控除され、また、市場価格調整適用期間中は解約返戻金額に市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を反映させます(市場価格調整)。したがって、解約返戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。 ② 為替リスク(契約通貨が米ドル、豪ドルのとき) 契約通貨として外貨を選択されたときは、保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、保険料の払込通貨と保険金等をお支払いする通貨が異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等を保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、契約時にお払込みいただいた金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。 為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。														
市場価格調整適用期間	次のいずれか短い期間です。 - 契約日からその日を含めて 20 年を経過する日までの期間 - 契約日から被保険者の年齢が 90 歳となる契約応当日の前日までの期間														
解約および減額 (一部解約)	可能 ※ 減額後の基本保険金額は 200 万円、2 万米ドルまたは 2 万豪ドル以上必要														
付加できる特約等	- 契約通貨に関する特約(円、米ドル、豪ドル) - 保険料の払込通貨に関する特約(契約通貨が外貨の場合／米ドル、豪ドル、ニュージーランドドル、ユーロ、円) - 円支払特約 B 型 - リビング・ニーズ特約【「告知ありタイプ」のみ】 - 指定代理請求特約【「告知ありタイプ」のみ】 - 初期抑制型死亡のみ保障特則【「告知なしタイプ」適用必須】 - 特定疾病保障特則(24)【特定疾病保障コースのみ】 - 積立金区分特約【受取コースのみ】														